

長 第 3 6 2 号  
令和 5 年 8 月 4 日

各介護サービス事業者 各位

和歌山県福祉保健部  
介護サービス指導室長  
(公印省略)

### 台風発生時期における災害対策の一層の強化と周知徹底について

標記については、平素から格段の御尽力をいただいているところですが、例年、台風発生時期においては、全国各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、竜巻などにより、多数の人的被害及び建物被害が発生しています。

本年6月の台風2号では、本県の一部地域において、床上浸水等の被害が発生し、高齢者施設においても運営等に大きな影響がありました。

つきましては、現在接近の恐れのある台風6号に備え、下記項目について一層の強化をお願いします。人命の安全の保護を最重点とした災害対策に万全を期されますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 早期避難の重要性及び災害時にとるべき避難行動の徹底(別添参照)

避難勧告等が発令されていない状況であっても、台風の規模・進路予想等により相当量の雨量による河川水位の急激な上昇や建物への浸水などが見込まれる場合及び身の危険を感じた場合には、これまでの経験や前例にとらわれることなく、**躊躇せず速やかに避難してください。**

また、警戒レベル3が発令された場合は、速やかに避難行動を開始してください。

○ 避難情報に関するガイドライン(令和3年5月10日公表)

[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline/](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)

#### 2. 被災対応に向けた事前準備

上記のとおり、利用者及び従業員の命を守るため、被災する前に避難することが最も重要ですが、利用者等の状況によっては介護サービス施設内にて安全を確保することも考えられます。

その場合は、**停電や断水等が発生した状況においても、施設内で最低限の生活ができるように**事前に準備することが必要不可欠となります。各事業者において作成している事業継続計画(BCP)等に基づき、事前準備を徹底してください。

#### <確認例>

##### ○非常用発電設備の準備

- ・非常用発電機またはそれに代わるものを配備しているか。
- ・停電時にすぐに対応できる体制(設置場所の確認、移動方法等)がとられているか。
- ・停電時にすぐに使用できるように**燃料が補充されているか。**

停電解消まで**長時間を要した場合でも対応できる程度の燃料を備蓄しているか。**

### ○備蓄食料及び水の準備、確認

- ・利用者が摂取できる食料及び水（目安：3日分）を備蓄しているか。
- ・緊急時においても混乱なく対応できるよう備蓄食料の利用手順等を定め、職員間で情報共有できているか。

### ○浸水への対策

- ・浸水の恐れがある場合、利用者、従業員の避難エリア（階数等）を想定しているか。
- ・浸水により故障する機器、車両等を高い位置に移動させているか。
- ・土嚢等による浸水対策を検討しているか。

### ○暴風への対策

- ・周辺に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか。
- ・シャッター等の対策をしているか。
- ・ガラスが破損した場合に特に留意が必要な箇所の措置を取っているか。

## **3. 防災気象情報及び河川情報等の情報収集**

- （1）災害発生の危険度の高まりに応じて段階的に発表される注意報・警報・特別警報等（警報級の可能性、警報に切り替える可能性が高い注意報を含む。）、危険度の高まりが5段階等で色分け表示された危険度分布等（土砂災害警戒判定メッシュ情報、流域雨量指数の予測値、大雨・洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報及び河川の水位、カメラ画像等の河川情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ってください。
- （2）警報・注意報や様々な土砂災害警戒情報などの防災情報については、下記のホームページで提供されているので、災害の発生が見込まれる時には必ず最新の情報を確認するとともに、避難等の判断や災害対応に適切に活用してください。

#### 【防災わかやま】

[https://bousai-wakayama.jp/dis\\_portal/index.html](https://bousai-wakayama.jp/dis_portal/index.html)

#### 【雨量水位情報、土砂災害情報】

（雨量レーダ、警報・注意報、洪水情報、土木災害メッシュ、河川監視カメラ等）

<http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/mainMap.html>

県介護サービス指導室  
TEL 073-441-2527

# 台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に  
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、  
自宅の災害リスクととるべき行動を  
確認しましょう。

## 避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ\*で自分の家がどこにあるか  
確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として\*、  
自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう  
おそれの高い区域の外側である  
②浸水する深さよりも高いところにいる  
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧  
などの備えが十分にある場合は自宅に留まり  
安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間  
がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚  
や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚  
や知人はいますか？

はい

いいえ

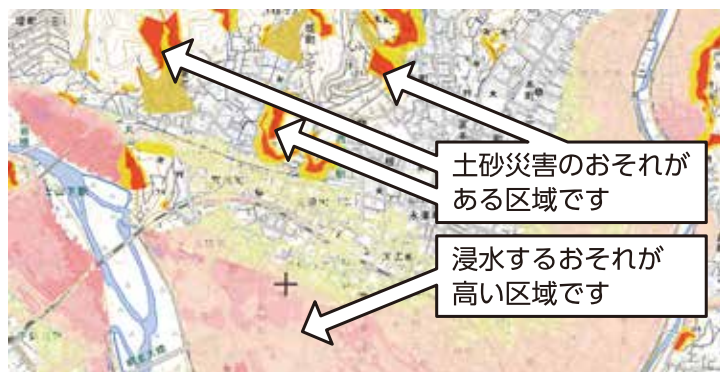
警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

# 避難行動判定フローの参考情報

## ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

### 凡 例

#### 水 害

洪水浸水想定区域  
(浸水深)

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 3・4階 | 5m～10m未満<br>(3階床上浸水～4階軒下浸水) |
| 2階   | 3m～5m未満<br>(2階床上～軒下浸水)      |
| 1階   | 0.5m～3m未満<br>(1階床上～軒下浸水)    |
| 1階床下 | 0.5m未満<br>(1階床下浸水)          |

#### 土砂災害

土砂災害警戒区域：  
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：  
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域



ハザードマップポータルサイト

検 索

## ハザードマップの見方

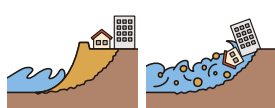
もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

### ② 浸水深より居室は高いか

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 3・4階 | 5m～10m未満<br>(3階床上浸水～4階軒下浸水) |
| 2階   | 3m～5m未満<br>(2階床上～軒下浸水)      |
| 1階   | 0.5m～3m未満<br>(1階床上～軒下浸水)    |
| 1階床下 | 0.5m未満<br>(1階床下浸水)          |

### ③ 水がひくまで我慢できるか、 水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



「避難」とは「難」を「避」けることです

安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません



避難先は小中学校・公民館だけではありません

安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。  
普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住いの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

# 台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

## 避難情報のポイント

！……必ず確認してください……！

### 市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

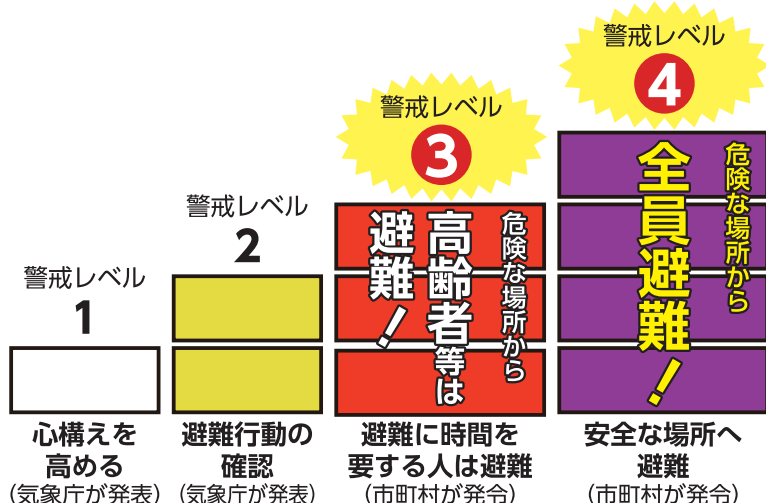


**避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。**  
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。



**危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。**

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。



**警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。**

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。



**豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。**



**警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。**

- 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

## 国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

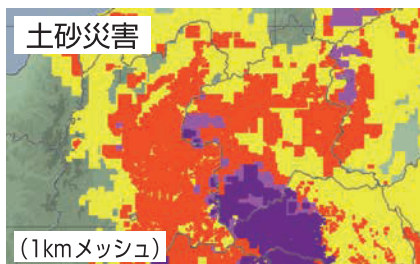
### ■危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報※が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

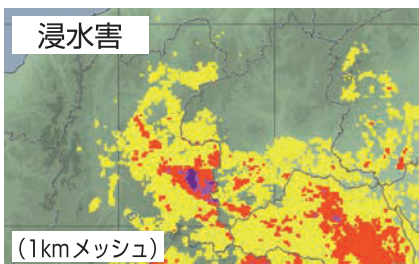
住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

危険度分布

検索



紫：崖・渓流の近くは危険



紫：低地は危険



紫：河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

### ■市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

| 名称：警戒レベル<br>発信者：市区町村等<br>内容：避難情報等 |                  |                | 名称：警戒レベル相当情報<br>発信者：気象庁や都道府県等<br>内容：河川水位や雨の情報 |                |              |
|-----------------------------------|------------------|----------------|-----------------------------------------------|----------------|--------------|
| 警戒レベル                             | 住民がとるべき行動        | 避難情報等          | 防災気象情報(警戒レベル相当情報)                             |                |              |
|                                   |                  |                | 浸水の情報(河川)                                     |                | 土砂災害の情報(雨)   |
| 5                                 | 命を守る最善の行動        | 災害発生情報         | 5相当                                           | 氾濫発生情報         | 大雨特別警報(土砂災害) |
| 4                                 | 危険な場所から全員避難      | 避難勧告(避難指示(緊急)) | 4相当                                           | 氾濫危険情報         | 土砂災害警戒情報     |
| 3                                 | 危険な場所から高齢者などは避難  | 避難準備・高齢者等避難開始  | 3相当                                           | 氾濫警戒情報<br>洪水警報 | 大雨警報         |
| 2                                 | ハザードマップ等で避難方法を確認 | 大雨注意報<br>洪水注意報 | 2相当                                           | 氾濫注意情報         | ——           |
| 1                                 | 最新情報に注意          | 早期注意情報         | 1相当                                           | ——             | ——           |

※「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」  
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>